

# 所得税の確定申告期限の延長期間に 申告書を提出された皆さまへ(お知らせ)

～令和3年度保険料額変更等の影響が生ずる場合があります～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年分の所得税の確定申告期限が令和3年4月15日まで延長されました。

令和3年2月21日号の市報にいがた「情報ひろば」でもお知らせのとおり、延長期間(令和3年3月16日から4月15日)に申告書を提出された方については、その申告内容が今回送付した後期高齢者医療保険料額の決定通知書に反映されていない場合があるなど、下記のとおり影響が生ずる可能性があります。

該当する皆さまには、変更通知書の送付等により、順次ご案内しますので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## ◆申告期限の延長による影響◆

### ① 令和3年度保険料額(今回送付の保険料額決定通知書)

申告内容を反映後、保険料額が変わる方には、保険料額変更通知書を8月中旬から9月中旬の間に発送します。

### ② 一部負担金の割合(令和3年8月1日以降の被保険者証に記載)

令和3年8月1日から使用していただく新しい被保険者証を7月9日に発送しましたが、申告内容の反映が未了の場合は「一部負担金の割合」が「1割」のものをいったん交付しています。

反映後、変更となる方には、7月下旬から8月下旬に「3割」の同証を交付しますので差替えをお願いします。

### ③ 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(該当者のみ)

令和3年8月1日から使用していただく新しい認定証は7月19日発送予定ですが、申告内容の反映が未了の場合は「適用区分」が変更されることがあります。その際は、反映後に同証の返還や差替えをお願いします。また、更新対象から外れた方には同証が発送されません。再度申請をお願いします。

### ④ 高額療養費等の支給額(支給対象者のみ)

申告内容の反映が未了の場合、高額療養費の支給が遅れる場合があります。また、反映後、高い所得区分に変更されると支給額を返還していただくことがあります。食事療養費では、非課税世帯となった場合に差額の支給申請が必要となる場合があります。